

市政図書室
55. 9. 22
日野市立図書館

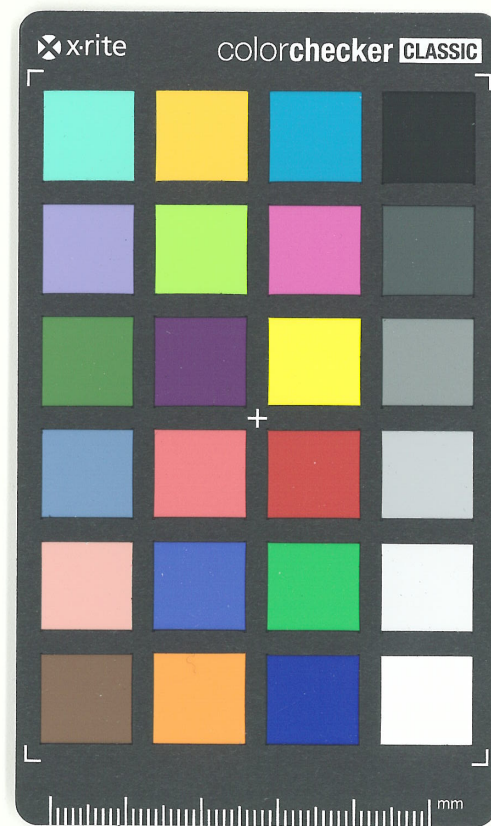
昭和五十五年
第一回臨時会

(七月二十三日開会
七月二十三日閉会)

日野市議会議録

(第十七号)

日野市議会



昭和五十五年
第一回臨時会

日野市議会議録目次

○七月二十三日 水曜日(第一日)

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		2
議事日程		2
開会		5
会議録署名議員		5
会期の決定		5
(議案上程)		
議案第 五〇号	昭和五十五年度日野市一般会計補正予算(第三号)の専決処分の報告承認について	5
議案第 五一号	昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号)	22
議案第 五二号	黒川都市下水路(その一)工事請負契約の締結について	26
(議案審査報告)		
議案第 五二号	(総務委員会) 黒川都市下水路(その一)工事請負契約の締結について	28
議案第 五一号	(厚生委員会) 昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号)	29
閉会		30

七月二十三日

水曜日

(第一日)

第十七号

出席議員（二十九名）

十七番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番
石坂勝雄君	滝瀬敏朗君	林重義君	市川資信君	島孝志君	大越久雄君	一ノ瀬隆君	竹ノ上俊君	米沢照男君	杉山寅三郎君	高橋通夫君	佐々木昭雄君	正國務君	三浦重春君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	神藤貞次君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君	管財課長	大崎茂男君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	鈴木晴彦君	書記	串田平和君
書記	五十嵐隆君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所 所長 関根雪峰

速記者 柿崎洋子君

議 事 日 程

昭和五十五年七月二十三日(水)
午前 十 時 開 会

一 会議録署名議員の指名

二 会期の決定

(議案上程)

三 議 案 第 五〇号 昭和五十五年日野市一般会計補正予算(第三号)の専決処分の報告承認について

四 議 案 第 五一号 昭和五十五年日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号)

五 議 案 第 五二号 黒川都市下水路(その一)工事請負契約の締結について

(議案審査報告)

六 議 案 第 五二号 黒川都市下水路(その一)工事請負契約の締結について

(厚生委員会)

七 議 案 第 五一号 昭和五十五年日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号)

本日の会議に付した事件

日程第一から第七まで

午後一時三十七分開会

○議長（滝瀬敏朗君）

これより昭和五十五年第一回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

次に、日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め、

一番 黒川 重憲 君

二番 市川 芳太郎 君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）

本日の臨時議会の会期は、午前九時から議会運営委員会を開きまして、本日より限りと決定いたしました。

議案は、各議員さんに送付の議案五〇号、五一号、五二号でございます。五〇号は専決処分の件であります。五十一号、五十二号については、議会運営委員会といたしましては、各該委員会に付託ということに決定いたしました。よろしく御審議の

ほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よって会期は、本日より決定いたしました。

これより議案第五〇号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第三号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

本日臨時議会をお願いしたわけですが、これから三議案につきまして、提案の説明をさせていただきます。

議案第五〇号につきましては、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算第三号で、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十五年六月二十六日付で専決処分をしたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ六百十九万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百一億五千二百四十二千円とするものであります。

この補正内容は、七月十五日の日野市民プールのプール開きに合わせて開始いたしました「駒形渡し場」に所要する経費の

みであります。かねて河川管理当局——建設省京浜工事事務所
でありますが、河川管理当局にお願いをしていた事業が、六月
初め承認をされましたので、この夏に間に合わせるべく急ぎ取
り組んだものであります。

詳細につきましては、教育長及び担当部長に説明いたさせま
すので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君） 関係部長から詳細説明を求めま
す。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

教育長の説明に入る前に、

議案の差しかえをお願いいたすわけでございます。五〇号議案
につきまして、送付申し上げました最初の議案の形式は、補正
予算形式の議案第五〇号という形で送付申し上げたわけでござ
いますけれども、はつきり申し上げますと、専決処分形式の議
案形式でなかったわけでありまして、そういう手違いを起こした
わけでありまして、本日、机の上に専決処分の形式の議案第五〇
号ということで、差しかえの議案書が机の上にございますので、
差しかえをしていただきたいと思います。全く総務部の事務的
な手違いでございます。心から陳謝申し上げる次第でございま
す。差しかえのほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

この市民プール及び駒形の渡
し建設についての趣旨は、いま市長が申されたとおりでござい

たり、あるいはその作業に従事する人たちのための被服、それ
からその他のもの、それから看板などをつくったりしております
す。それが需用費で六十五万円。それから修繕費としては、さ
らにボートを入れる場合に、恐らく修繕しなければならぬこと
が予想されまして、その費用が二十万ぐらいを計上して、合計
して六十五万円ということになっております。

それから次に役務費でございますけれども、これは賠償責任
保険料及び傷害保険料で、これも仕事に従事する人たちのため
に掛けているもので、これが三十万。

それから十三番の委託料でございますが、これは二百七十七
八千円ということになっておりますけれども、実際は管理運営
委託料として初めは一人四千五百円の十人分の四十四日、こう
いう形で考えていましたし、その諸経費、雇用保険等を含め
まして、それがその一割ということで十九万八千円というもの
を考えていたのでございますけれども、この委託会社というい
ろ話しているうちに、初めてのこともあるし、四千五百円と
いうことではなかなか人が得られないというようなことから、
さらに千円増加して五千五百円、一人、ということで契約が成
り立ったわけでございますが、それを計算してみますと、二百
十七万八千円のところが二百六十六万二千円ということになり
まして、これについては、現在あります体育館の使用その他に
ついでの委託料などございますので、それをしばらく融通さ

ますけれども、教育委員会としましても、プールの位置という
ようなことから見て、対岸の人たちが大変遠回りしなきゃなら
ぬ、こういうようなことを考えると、何とかならないだろ
うか、という気持ちをずっと持ち続けていたのでございますけ
れども、しかし建設省等の許可がなかなか得られないのだ、と
あきらめていたところでございますけれども、今度急にそれが
可能になったということで、橋はできなかったけれども、渡し
という形で対応させていただいているわけでございます。

それについての予算でございますけれども、これは、一つは
五ページのところを見ていただくといいでございまして、
も、賃金のところにつきましては、これは主に建設するために
駒形渡しの経費として、災害復旧土木作業費という形で、五千
八百五十円の三十五人分ということで二十万四千七百五十円。
それを今度原形に——というのは、あれをつくりまして、また
もとに戻さなければなりません、ある期間が終わったときに。
その費用が同じような形で、これは三十人分でございます
十七万五千五百円、合計して三十八万一千円、こういうことで
ございます。

それから需用費につきましては、これは主として消耗品費が
一つでございまして、これは救命用具、大人用、子供用ござい
ますけれども、それとか、バリエードをついたり、あるいは
ロープ掛けをついたり、あるいは標識、ロープをつくりまし

せていただきました。そして九月ごろに補正をお願いせざる
を得ない、というふうになっております。

それから使用料及び賃借料でございますけれども、これは災
害復旧のためにブルドーザーを借り上げております。これもま
た原形復旧などについて必要なダンプトラックというようなも
のを借り上げることから、四十二万円ということになっ
ております。

それから工事請負費でございますけれども、これは渡し場の
工事費でございます、これは百五十六万円。

それから備品購入費としては、ボートの購入費、その他救命
浮き輪とかテントとか、こういうのが七十万六千円。以上御説
明申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。本間
久君。

○十二番（本間 久君） 先ほど全協のときに、ちょっ
と尋ねればよかったのですけれども、この渡し場に使われてい
る船でございますけれども、何か渡し場ということから考えま
すと、ボートという呼び名がいいのかどうかわかりませんけれ
ども、「渡し船」じゃないか、というふうに思いますね。ポー
トというのは、本来そういうものじゃなくて、櫓があつてこぐ
ものでありまして、渡し船は、大体さおを差していくものじゃ
ないかと思ひます。何か手で引っ張ってやっていますけれども、

もうちょっと私考えてみますと、あのときに参加をしましたところ、ロープを真っすぐに張って、むしろ幾つか綱をつけて、それで先ほど言いましたように、後ろで棒でつついて船を前に出すとか、そういうふうなやり方の方が、船らしいんじゃないかと思えます。前に何か一人、救命具をつけた管理者が手で引っ張って、一生懸命こうやってるんですけれども、何かぎこちなくて、渡し船という感じもしないんですが、その辺、もう少し考えた方がいいんじゃないかな。ボートというよりか、あれは渡し船というふうに言いかえてやったらどうか、単純な質問ですけれども、そんなことを感じましたので、それについて御検討されるかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

この予算を考えるときに、ボートという名前が出たものですからボートと申したのですけれども、あれは正式にはさっき申しましたように「市民プール及び駒形の渡し船」ということで、「駒形の渡し」ということになっておりまして、その船は「渡し船」というふうに名付けたほうが適当かと思えます。今後はそういう呼び方をした方がいいのじゃないか、こう思えます。ただ、渡しだからさおでもってこがなければならぬ、そうでなければ渡し船とは言えないということになるとちょっとその内容は困るのでございますけれども、いまのところあの方法が一番いいのじゃないか。安全と

か、速度とか、そういうようなことから言って、あれが一番いいのじゃないか。それからもう一つは、綱を両側に渡して、いわゆる渡しのような形になるということ自体が、これは私聞いた話ですけれども、建設省のほうのクレームがやっぱりそこにあるので、ああいう形をとらざるを得なかった、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

本間 久君。

○十二番（本間 久君）

違うのですけれども、私の言ってるのは、ボートは、これがボートだとしますと、ここに綱があるわけですね。綱は四本あるようにすけれども、真っすぐあって、この綱からボートの横に少し、三本ぐらいつけて、それを真っすぐできるようにした方がより安全じゃないかな。あれだとこんなに引っ張って大騒ぎしていますけれども、そうすればまさに渡し船になるのじゃないかな、というように私は考えるのですけれども。それでちょっと急流のところがありまだけれども、もしそれが急流であれば、もう少し緩やかな流れにすることも工夫ができるのじゃないかな、こういうふうに感じましたものですからね。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

そういう方法についても、今後の問題として検討して、来年などについては、特にその辺を検討してみたい、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）

ちょっと三点ばかりお聞きしたいと思うのですが、議会運営委員会に私も委員長として出ているので聞くのかもしれないと思うのですが、さっき総務部長から、普通の形式に、各委員会に付託するような形式で出たところが誤りだ、ということと急遽差しかえるのだという、こういう点、そうでなくても六月の二十六日に市長が専決した、市長のできる範囲の中でやられたので、このことに対する云々ということは議会軽視だという面からいけば、私もならぬということに考えているのですが、専決したものを云々ということとはできないのですが、何か自分は議案書を見たときに、一番先に感じたのは、これと専決とどういうふうに——いままでの様式と今度は変わったのかな、という感じを一たん受けたのです。その点で単純なミスなのか、その辺のところの問題をいさ少し本会議場で説明してもらいたいということが一点。

いま一つ、情緒があつて、渡しの六百十九万五千円ですが、見方によるとしたる費用ではないというふうに感じられるのですが、実際に洪水が一回出ればほとんどこの方法に返る、こういう中でまた年々やらなければならぬということになってきた場合に、全市民的から考えた場合、何かあの渡しができたということは、情緒であるかもしれないけれども、現在の行政の整理とか、むしろ財源を節約しなければならぬということに

を子供たちに利用されるような方法を考えることで、初めてこういうものを断行するならばいいけれども、余りにも片寄っているのではないか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

第一点についてお答え申

し上げたいと思います。要するに、専決処分形式になっておらなかったということが、単純なミスかどうかということでございます。総務部の庶務課の文書係の方で、一切の作業をやっているわけでございます。その段階では、この補正予算が専決処分だということは、はっきり決定されてきているものでございます。ですから、印刷から何から全部そういう形でやったわけでございますけれども、専決処分に対する勉強が不足といえますか、とじ込みの段階で、専決処分書、要するに差しかえて差し上げてあります分だけをとじ込み忘れた、という簡単なミスでございます。後で気づきまして、お送りしようかというふうなことを、議会議務局等と協議したわけでございますけれども、お机の上に差し上げようという形になったわけでございます。そういう単純なミスでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

学校プールなどをもう少し使用するのに、積極的な姿勢をとったどうか、こういう御意見だと思いますが、これにつきましては、学校プールをできるだ

け利用したいということで、実際、学校でもって運営するプール指導というものがございまして、が、これは夏休み中十五日間。ただ学校だけの場合は、泳力をとにかくつけるという教育の一環としてやるわけでございますが、そのほか子供たちが一般に参加したい、あるいは必ずしもその学校の生徒だけでなくて、参加できるというようなことから、社会の開放プールというのを十五日間やっております。したがって、四十五日のうちの三十日間ほどは十分それを使っているわけですが、そのほかの残りの日は、プールのいろいろな、水の入れかえとかその他などで、十五日は休みであるという形をとってしまして、かなり有効に使っている、というふうに考えておりますし、この線は今後とも大いにやって、ことによれば、学校プールというようなものをもう少し長くするとか、あるいは社会教育プールというようなものを、今後ともさらに広げるような方向で考えていくのも一つの検討課題である、というふうに考えております。

なお、少し余談になりますけれども、十五日から二十二日——ですからきのうでございますが、それまでの市民プール及び駒形の渡しの利用状況をちょっと申し上げますと、市民プールはこの八日間間に利用した人の数は一万九百九十人でございます。この日のうちの十八日などは、雨のために大体五十三人ぐらいしか利用しないのを含めての合計でございます。それから渡し船を使った者は、これは往復の者の延べでございます

けれども、四千六百七十八人というわけでございます。したがってこれを半分にしてみますと、二千三百三十六人ということになりまして、したがって、プール使用者の全体の二五％ぐらいの者がこの渡しを利用して、一つの便利さ、それから楽しさといえますか、そういうようなものを味わっているということ、大変有効である、というふうに私たちは考えております。ただ、川が大水が出て、それが流れたときにはどうなるかということは、これまた検討すべき問題だとも思いますけれども、いまのところはそんなような状況でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

このプールに伴います渡し船の発想には、私がかねて考えておったような経過がございますので、ちょっとお答えをさせていただきます。

先ほど、浅川の自然公園の利用という事柄で、全体的なことは、浅川に対します市民とのかかわりは、かくつなぎたい。そして日野市民の天与の財産という形で、自然を身近に受けとめていきたい。南北の市民の出会いの場にしたい、あるいは将来は花火などもあっていいのではないか、こういった文化的な感覚も含めまして考えている第一歩の仕事だと、このように思っております。そうして、確かに議会に對しまして説明不足といましようか、建設省のお許しを得るまでは、果たして可能かどうかという問題があったものですから、不十分であった点が

ございました。ただ近道ということもありますが、南の方の子供たちが橋を渡ってくる。そして車の通る道と並行してくるわけですから、私はひとつ浅川の南の堤防には自転車道が東からも西からも通しで来られるところですから、向こうから何とかひとつ渡し船でも、あるいは仮橋でもつくりたい、このように考えておりましたのが、急遽河川管理御当局の特別の配慮で、お許しをいただいた。この夏にぜひ間に合わせたい、こういった、少し意気込み過ぎたかもしれませんが、そういう考えでございます。したがって、お金の支出のこともございますが、特に人件費等に関しましては、あらかじめ委託側にも、日野市民の勤労学生をアルバイトとして使うこと、そして雨の降る日も必ず賃金を払うこと、こういうふうな条件づけておるわけでありまして、多少この支出が多い感じはいたしますけれども、また勤労学生の足しになる、このようにも兼ねているつもりでございます。まして、先行きのこともありますけれども、ことしは特に安全と大事をとりまして、相当必要以上の経費をかけておる、このようにも感じております。

相当喜ばれているようでありますから、これからたくさん利用していただきまして、子供たちが心から自然を身近に感じ、水に親しみ、そうして近道になって喜ばれるということにぜひいたしたい、このように考えておりますので、何とぞ御了承、御了解をお願いしたいところでございます。

確かに日野市という今日の人口、あるいは広さから見まして、市民プールが一個だけしかないということは、市民に対する夏場の一つの楽しみの場としては不十分だ、と思っております。

特に水泳は、体育としてもすぐれたスポーツでございますから、将来はもっと三つなり四つなり、東西南北というような位置で、設定できればまさに願わしいところだ、このようにも考えております。そういう計画も内々持っているところがございますが、今回は、とりあえず一個のプールしかありませんので、利便を拡大をし、もっと広く使われるとともに、先ほど申し上げましたような趣旨も含めたい、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）

時間がたちますから、そうくどくは言いたくないと思うのですが、私が考えるには、さきの教育長の答弁の中で、学校で十五日、学校のたとえば社会教育で十五日、これは夏休みのことであって、いわゆる市民プールが開かれる時期が七月の十五日から八月いっぱいですか、こういう点を見ても、ぼくは、せっかく学校にプールがあるんで、少なくとも何というか、市民プールに遠いところは、市民プールが開かれる期間だけぐらいいは、学校においてもたとえば土曜日なら土曜日、夏休みに入る前の土曜日、学校の先生が監督したりなんかするのは大変ならば、ある場合には地域の子供会なりお母さん方なんか任せて、おっかながっているばかりが能

終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）

川嶋 博君。

○五番（川嶋 博君）

駒形渡しの件につきまして、先ほど市長は、三年前からの発想だというようなことを言われました。私も三年前はいませんでしたので、この件につきまして、はじめて耳にしたもので、その間には各都産の委員会とか、そういうところで検討されたかどうか。またこの予算が六百十九万五千元、これは一つの事業ができるほどの金額でございますので、こういったことについては、慎重に委員会でもって検討したかどうか、その点、二点につきまして質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

このことについては、さっき

もちょっと御説明しましたけれども、非常に許可が出てきたのが遅くなってございます。だからそれに対応するために、いま申しましたような十分な検討はしていない。現実的には、それに対しての検討はしておりませんが、前々から、ここにこういうものを渡せばいいな、というような願望は一応持っていた。私たちも持っていたし、市長は三年前からそれを大体頭に描いておられた、ということでございます。そこで非常に急遽やらなきゃならなかったのだ、そういう手続を一つ一つできなかった、というのは事実だと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

川嶋 博君。

じゃないと思うのですね。もっとそういうことを積極的に考えるべきではないか。われわれの子供のときは時代が違っても、事

故がないときはないんですね。ある場合には、夢を持たせるのも結構だが、しかし見方によれば、今度渡しができたということから見て、いわゆる多摩市の境から、八王子の境から、子供のころから好奇心によって一回乗ってみようということ、自転車で乗っていくと思うのですね。むしろそれによって悪くなるかもしれないと思うのですね。そういう点でいけば、私は少なくとも、学校のプールをもっともっと、いわゆるお金だけかけて限られた期間だけしか使わないというのじゃなくて、もっと大人の社会にも子供の社会にも、市民プールが三カ所も四カ所もできればいいけれども、現実的に財政的にできないとするならば、何か考えることが必要ではないか。それでないとするならば、公平という立場で補助金か何かのような形をしないと、幾らあそこに渡しができても、やはりごく限られた利用者になるのではないか。ものめずらしい一年なり、ことしの夏は行くかもしれないけれども、現実的には特定の地域だけに限られるのではないか。こういうことを考えて、強くいわれる今後の形であそこを毎年毎年夢を持たせてやるとするならば、全市民的に片寄りのないような行き方を図っていただきたいことを要望します。

○五番（川嶋 博君）

急ぐことはわかりますけれども、

三月、六月というような議会もありましたので、その間に委員会も開けたのではないかと、私も判断いたしますので、その点されるかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

それはさっきも申しましたように、さっき市長も申されましたけれども、その辺は果たしてできるかできないかという、いままでの経緯から言って、なかなか見通しの立たない問題だったので、そのときにおける検討というものがなされなかった。しかし六月になって、急にそれが建設省との話し合いの結果、渡しならしてもいいのだ、ということが六月になって初めて出てきた内容でございますので、さっき申しましたような、そういう意味の手続上の検討をするいとまがなかった、こういうふうに御了解いただければありがたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

川嶋 博君。

○五番（川嶋 博君）

私の言っているのは、これは建設省がなかなか許可されない、そういうことですけれども、その申請する前に、そういうことを建設省に申請をしているんだと、そういうことを委員会にも私の意見になりますけれども、話をして了解を得てあった方が、議会側としても皆さんが事前にそういうことを検討され、納得していただけるのではなかったか

と、そういう意見でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

○十六番（奥住芳雄君）

いろいろな御質問があって、ある程度はわかったと思います。

しかし私の申し上げたいのは、明らかにこれは議会無視であります。先ほどの市長の説明でも、六月の初めに許可が出た、こういうお話でございます。しかし、御案内のとおり、六月は議会の開催をしていたわけでございます。そして二十六日になって専決ということで、本日に出してあるわけです。これは明らかに、議会を無視したわけでございます。

それから、先ほどの全協で説明がございました浅川のもろもろの計画でございしますが、これとて私たちも、ことしも都市整備産業建設の委員長ということでございますが、いままでに聞いたことがございません。そしてこの日付が五月二十日になっております。当然このことについても担当の委員会ぐらいに説明があつてしかるべきではなかったかと、かように思うわけでございます。そしていろいろの担当等からもお話がちょいちょい聞こえていました。これは市長がごり押しで、どうしても渡し船をやるんだときかないんだ、それでどうしようもないんだということをもう早くから聞いております。そして六月議会の前にも、そんな話が八方から漏れ聞こえてきました。そういう中でやはり六月議会に、少なくとも近いうちに許可になるとか

で許可がおりたのは、六月の二十二、三日だったと思います。そういう関係で、何せ確実な許可がおりるまでは、予算も計上もされないし、それから船の発注等もできませんので、それまで事務を進めつつ待機していたわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

○十六番（奥住芳雄君）

ですけれども、先ほどの全協の中でも、五月の二十日にこういう計画ができていますわけですよ。私たちは全然聞いていなかった。この中に三つほど、市で考えているということが載っているわけです。その中には、いまの橋ということであったんでしょう。それをなぜ、そういう船に急遽変えたのかということですね。橋であったならば、橋のように最初から説明して、われわれに話をしておいてもよかったわけです。途中で何かいろいろ変わって、私は聞いた話ですけれども、何かご押しでどうしてもやるんだ、というような話だということでございます。早くから、これは聞いているんですね。急に専決しなければならぬような問題ではない、と思うんです。少なくとも、当初予算にのせるべきであった、と思うんです。さもなくば、一歩譲っても六月の補正で何らか出しておくべきが当然であつたし、また建設部としても委員会なり全協なりに、こういう計画があるのだということも、できたのだということも、説明す

○議長（滝瀬敏朗君）

○市長（森田喜美男君）

は、私も広報等で二、三年前にもちょっと問いかけたように記憶をしております。そして南のほうの市民の方からも、プールがあつても遠いので、何かあそこに近道ができないか、ということとは議会でも言われたことがあるのではなかったか、というふうに考えております。したがって、手順の問題ですが、こちらに整った議会に対する御報告等が不十分であつた、ということと言えるわけでありますが、この調査書ができたという際に

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

時間的な関係につきまし

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

そうしたこと事前に、

委員等々に御報告申し上げなかったことは、確かに手落ちだと思ひますけれども、この浅川利用計画の報告書のできたということの抄本、抜き書き、粗筋等につきまして、膨大な資料の中で、ある程度説明資料としてつくっておこう、といった日が五月二十日でございます、いつかは議会上に報告しなければならぬ、というふうにながめておりましたわけですが、今回、全協をお願いして、御説明したわけでございます。それまでに、都産の委員の方々に御説明しなかったこと等につきましては私の落ち度でございます。申しわけございません。

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 浅川を自然公園にということ
は、私も広報等で二、三年前にもちょっと問いかけたように記
憶をしております。そして南のほうの市民の方からも、プール
があつても遠いので、何かあそこに近道ができないか、という
ことは議会でも言われたことがあるのではなかったか、という
ふうに考えております。したがつて、手順の問題ですが、そこ
らに整つた議会に対する御報告等が不十分であつた、というこ
とは言えるわけでありますが、この調査書ができたという際に

— 14 —

も、つまり六冊ほど手書きのもので、コピーをして出されてきたものであります。したがって、それを資料として議会にお配りをしたりするということは、これをまた要点を抽出して、そしてまとめたというのが、きょう差し上げたものであります。

ですから、そう私の方では、何か大変落ち度だったなどというふうには、実は思っていなかったのですけれども、そのあたりに、いま御質問いただきますと、なるほどこれは不十分であった、ということは部長が申し上げているとおりでありますし、多少専決をしたその報告の仕方にも、懸念をしつつお認めを願っている、こういう気持ちでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）

部長も市長も専決を急いで悪かった、というような答弁でありますので、それはひとつ別におきたいと思います。

そしていま一つ質問申し上げたいと思うのですけれども、いまの一連の中で、寝耳に水というようなことで、私たちも七月の十三日の、この渡り初めというか何か御通知をいただきましたとびっくりしたのですけれども、その中の文章にも書いてありましたとおり、交通の災害から子供を守るとか、便利がよくなるといふうな面から渡し船だと、こういうように承っております。しかし、税金の市民への公平な配分、また生活のみんなの公平化といういろいろな意味からいきましても、やは

ば、大変あちらの方にはサービスになる、このようにも思っております。将来に向かっての一つの課題である。また場所があればできるということでもありますので、前進的に考えさせてい

ただきたいと思えます。

○議長（滝瀬敏朗君）

三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）

一、二、お聞きしたいと思えます。まずこの問題は、皆さんお聞きのとおり、議会にもかけずにやったということで問題になっているわけでございますが、従来、新規事業をやるについては、議会にいろいろと相談してやる、ということが原則のように見受けられるわけでございます。それとせずにやったということで、大分問題になったのだと、こういうふうに思うし、私も問題にしているわけですが、よいことであってもやはりそれを踏まない限りは次年度に延ばすということが当然だというふうに考えるわけです。したがって、市長はこれがいいたことだというのが、早急の、いまやらなければならぬというときに決まった場合には、来年度に延ばす、来年度は何かということであると思うのですが、来年度に延ばせばいいんで、また来年度の理事者がかわるかもわかりませんので、その点いろいろと検討の中でやるということと、来年度に延ばすのが当然である、こういうふうな結論の中からお聞きしたいと思うのです。それでまず委託料ですが、これはどんな契約を結んだか見ていないんですね。その契約をひ

り先ほど市長が申されたとおり、市民プールが一つであります。そのために、日野台、多摩平、栄町、日野地域と、非常にこのプールに子供が行くのに大変なわけでございます。そして私どもの栄町の東光寺小学校等でも、この市民プールに行くには、ぜひ歩いて行ってほしいとか、バスで行ってほしい、自転車で行っては困る、というふうな指導もなされているようにございます。その中において、浅川の両端の方々はまだいいといいたしませんが、こういう離れた地域の格差の是正をしなければならぬ、と思うのです。そのために、今回も六百万という大金をかけて対岸の方の子供を運ぶということでございます。六百万ということは、やはり一人百円の船賃にするには、六万人の人が利用しなければ百円にならない、ということでございますので、これにつきまして、この離れた、遠くの方の行けない子供たち、要するに私どもの栄町あたりの子供たちは、昭島の方が近いので、金を出して昭島の方のプールに行くような状態でございます。そういう人たちのこれに対する救済方法が、どういふふうに立てられるのか、また考えているのか、この点をひとつあわせてお聞きしたいと思えます。

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

先ほどの谷地川の放流点にでます広い範囲の河川敷、これはスポーツグラウンドというふうに考えておりますが、その地域の中にプールができるかとすれ

とつ見せてもらいたいということが一つです。それからこれをやるについて、金はまだ出ていないはずなので、しかし、ものは買っちゃっていると思うんですよ。人件費等もありますので、これをどんなふうな出し方をしているか。予備費で出したか何で出したか知りませんが、これはどんなふうな出し方をするか、議決しなければ出ないもので、この点をひとつお聞きしたいと思えます。それからこれをやるとなれば当然、日野台の方とかいろいろな問題があります。いまも市長が言ったとおり、自転車でも来た場合、南平とかあっちの方はどうするか、という問題もあるのです。少なくとも自転車の置き場等をやはり考えてやらなければ、付近へおっぱっておけば盗まれちゃうというようなこともありますので、自転車の置き場もつくってあると思うわけでございますが、その点を御説明したいと思えます。また多摩平の方から来るのに自転車でもだめ、歩いてだめということでは、いまのところ借り上げの自動車でも借りて持ってきてやらなければならない、というふうに考えるわけですが、その処置もどのようにしたかお聞きしたい、このように思えます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

企画財政部長。

○企画財政部長（生野 清君）

御質問の中の、予算執行の点についてのみお答えいたします。この専決をなされたのが六月二十六日でございます。当然、工事契約等はこ

十六日をもってなされておりますので、いわゆる支出については、この専決をもって差し支えないものと考えております。

（「どこから金を出したか」と呼ぶ者あり）歳入のほうをあらんになっていただきますと、これは五十四年度の繰越金を六百十九万五千円歳入として充てております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） この委託料のときに少し申し上げましたけれども、これを契約する相手方は、去年から市民プールの運営を委託している新光ビルサービスという会社をお願いしております。これはまあビル管理とか、プール管理というようなものが専門の業者でございます。これは八王子とか青梅とか町田、清瀬等、各市でも委託をしているところがございます。大変信頼のおける委託業者である、こういうふうにわれわれは考えております。その委託の内容は、どういうふうになっているかということについては、いまここに持ち合わせがないのでございます。その方面の関係の者に、もし必要ならば連絡させてみたい、こう思います。以上。

○議長（滝瀬敏朗君） 管財課長。

○管財課長（大崎茂男君） 委託の内容の件でございますけれども、ただいま教育長からも説明がありましたように、新光ビルサービス株式会社というところと随意契約をいたしております。予算につきましては、六月二十六日に専決しております。

民に共通、公平のサービスというふうには考えておりますが、おいでいただける範囲は、比較的南の方ではなからうか、このようには言えると思います。しかし他にそのためにサービスが何か大変おくれたというようなことではないだろう、こう思っております。

○議長（滝瀬敏朗君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） いま質問した三点でございますが、一点目の繰り越しか何だかわかりませんが、何か使ったということですが、繰越金の使途について、ひとつ御説明願いたいと思うのです。それからこれは、一般にこれを使えるかどうかを御説明願いたいと思うのです。

それから二点目の問題につきましては、船で何回か運ぶというのですが、何回ぐらい運ぶのだから書いてないし、たまたまら運ぶのかわかりませんが、行きにはどうで、帰りはどうだ、ということになっていると思うのですが、そこいらがはっきりしないことと、なお、こういう問題は一番大きな問題でございます。十名でやるとか何とか言いますが、これは昔の渡船場と言えば、一人でやっていたんだよね。それを十名もいるのかというふうなことになるのですが、そこいらはわんざわんざ大勢いてやらなきゃならないのか、あるいはポイント、ポイントにいてやればいいのか、それから運ぶ人間も三百名ぐらいじゃないかと思うのですが、何回ぐらいに運んでるのかわからな

まして確定しておりますので、それに基づきまして、支出負担行為を行ったわけでございます。契約は七月十四日ということで、期間は七月十五日からプールの開催が終了の八月三十日までということ、契約の内容といたしましては、先ほど来御説明がありましたが、船による子供たちといいますが、プールの利用者への乗船、こういう仕事について、安全を第一としたことというところで、十分人員的な配置を考えてやってほしい、というこの委託契約をなしておりますことを御説明申し上げます。委託内容でございますが、ほとんど人件費でございます。十名の作業員といいますが、委託先の職員をもって対岸とこちら側とそれぞれ監視員を置きましたり、船を動かす人というようなことで、十名をお願いしております。補足申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 浅川の堤防の右岸から、上流、下流からきます自転車置き場につきましても、堤防の下に小段がございまして、そこに置いて、自転車の管理もこの委託契約の上でお願いしているということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 他の地域に対するそれに均衡するサービスという御質問ですけれども、これは便利のいい、便利の悪い、いろいろあるわけであります。一カ所しかないということが不便のものにもなっているわけであります。全市

いということでお聞きしたわけです。

それから最後の問題につきましては、多摩平地域の者も、前からあそこは交通網がありませんので、何とかしてもらいたいという要望があったはずでございます。それについては放置しておいて、対岸の者だけをやるということは、対岸のわたしどもにとってはきわめて気の毒だということで、そこいらをどう考えているか、ということをお聞きしたかったわけであります。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君） 企画財政部長。

○企画財政部長（生野 清君） お答えいたします。繰越金につきましては、前年度繰越金を予算化して使用することができるといことになっております。専決予算で予算化したことによつて、使用して差し支えないものと思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） この渡し場の近くに自転車であるということで、付近の方に御迷惑がかかるのではないかと、というふうな御質問かと思えますけれども、そうしたことは実は検討してございせんけれども、そうしたことの違反についてはまだ聞いておりませんので、そうしたことはないのではないかと、というふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）

いま企画財政部長の答えですが、きわめて議会をないがしろにするというか、そういうところにあると私は考えるわけでございます。したがって、意見のところで言ってもいいのですが、この問題については、とりあえず反対するということを意思表示しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）

高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）

この計画は悪いことではないのだけれども、先ほど三浦議員が質問したように、いままでやったことのない新しい事業については、前もって議会の議員の了解を求めるべきだと思うのですよ。いままでの公共施設、学校なりあるいは橋を直すとか道路を直すとか、そういうことで専決処分するならば、これはあたりまえでありますけれども、新しい事業をやって、それでいいことだからといって、それを何ら議会にも了解も得ないでやるということは、それで二十三日に許可になったということだと、六月中にでももう一週間もあるのだから、市長がやる気になればやれたと思うのだけれども、そういうことをやらなかったということは、市長が一期、二期と、だんだんに議会を甘く見るというか、そういう傾向にあるのではないかと思うのだけれども、これはとんでもないことだ、と思うのですね。それから、もし呼んでできない場合は、正副議長とかあるいは会派の代表者ぐらいにも連絡があったかどうか、そういう点をお聞きします。

それから二点目として、水がだんだん増水してきた場合に、

あそこの通路があるのですが、通路も水浸しになって危険になるような場合に、そういうときはどういうふうにするかというような緊急対策、そういうことがちゃんとできているかどうか。それから先ほど教育長は、復旧というところは、終わっちゃったときに、もとの原形に返して建設省にやるのだということなのだけれども、これからまだ相当雨も七月、八月に降ると思うのですね。そうした場合、あそこの水がふえると、北側の通路も流されたりするわけですが、そういうところの復旧の予算が取れないように思うのですね。そういう点はどうなっているか。

それから渡し場の開始から終了の時間、それがどうなっているか。

それから体育課でやった発案のようですけれども、七生中の夜間照明をやってもらいたいということは、数年前から言っているのですけれども、中学校ですが、そうしたのも十分になっていないのに、体育課としてそういうことはまずいんじゃないかと思うのだけれども、そういう見解について御回答をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

一点のみお答えをしなければならぬと思います。私は経験をさせていただく年次が、長け

れば長いほど謙虚で低姿勢でなければならぬ、市民に対して

も議会に対しても全くそのように考えておりますので、何か言われるようなふうにとられているとすれば、大変不徳のいたすところ、努力の足りないところだ、このように思っております。決してそういう厚かましい気持ちを持っておりませんので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

まず、プールの開始及び終了の時間帯で渡し船は運航いたしますが、また原形に復する、ということが条件で許可になっておりますので、プールの開始期間が済み次第、一切の施設を撤去いたしまして、原形に復して建設省の検査を受ける、ということでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

たとえば雨が降りまして増水をするという場合には、これはその状況を見まして安全を第一としまして、その期間は中止いたします。渡し船を不運航いたします。

それから七生中の夜間照明との関係ですが、七生中の夜間照明は、やはり来年度もひとつお願いしたいと思っております。それから、もし流れた場合の復旧予算というものはどうするのか、これはいまここには、これは仮定の問題でござい

ますので、この中には予算としては組んでありません。しかしそういう場合には、その場合にに応じてまた市長部局の方といろいろ相談して対応していきたい、こういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）

先ほど市長が初めと変わらずに謙虚な気持ちでいるということは、それは大変結構なことだと思えます。謙虚な気持ちでいれば、思っていただけであって、思っていれば会議が開けたと思うのですよ。開かなかったというのは、そういうことがなかったからじゃないか、というふうに一般の人は見るんですけれどもね。

それから建設部長は、プールの時間と同じに運営しているというのだけれども、プールがたとえば五時に終了するときに、帰ってきてそうして五時にもう船が出ないということになったら、当てにした子供はどうなるか。そういう点考えているかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

失礼しました。いま高橋議員

の言われたとおりそういう場合がありますので、そういう場合は子供たちの状況を見て、まあ五時半ぐらいで大体終わるわけですね、五時をもってプールが終わりますから。その状況を見て最後を打ち切る、こういうふうな弾力的な対応をするように

指導してあります。

○議長（滝瀬敏朗君）

高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）

先ほど教育長は、危険にな

ったらやめると言ったんだけど、今度水が減水して船を出すというような場合、だれが見てやるんだか、責任者はだれに
なっているかね。そこにいるアルバイトにだけ任せているんだ
か、そういう点はどうなっているかね。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

そういうような場合は、もち
ろんこれの運営の責任は教育委員会が持っておりまして、体育
課の職員が行っておりまして、その状況判断によって対応する、
ということになっております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件につ
いては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って本件については、委員会付託を省略することに決定いたし
ました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつ

て意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり
決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第五〇号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（
第三号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認され
ました。

これより議案第五一号、昭和五十五年度日野市立総合病院事
業会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。理事者か
ら提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第五一号につきまして提

案の理由を御説明申し上げます。

本議案は、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予
算第一号で、市立総合病院増改築事業に伴うものであります。

補正予算額は、収益的収入及び支出に五百万円、また資本的
収入に二億七千六百万円、支出に三億六千九百五十万円それぞ
れ追加するものであります。

なお、詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせます
ので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。病院事務長。

○病院事務長（加藤一男君）

それでは議案第五一号の

補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。ただい
ま提案理由の中にもございましたように、今回の補正は収益勘
定におきまして五百万円、資本勘定におきまして二億七千六百
十万円、これは収入でございます。支出が三億六千九百五十万円、
こういう補正をお願いいたしますのでございます。

まず収益勘定の収益的収入及び支出関係でございますが、五
百万円の補正をお願いいたします理由でございますが、明細書
にも、実施計画にもございますように、予定をいたしました職
員の退職金、既定予算におきまして一千万円の計上をお認めい
ただいておりますけれども、現時点、退職者が七名発生をいた
しまして、すでに既定予算の不足を生じております。ここに五
百万円の追加をお願いいたしますのでございます。これが収益的
収入支出関係でございます。

それから資本的収入支出関係でございますが、これは条文予
算の方をごらんいただきたいと思うのでございます。まず条文
予算の第五条でございます。今回増改築をいたします総額は、
予定を立てました数値は五億七千二百三十八万二千元でござい
ます。これを二年度にわたりまして実施をいたしたい、という
ことでございます。本年度は、ここに掲げた数値の予算を消化
いたしたいと思っておりますが、三億九千十万円が五十五年度

でございます。それから明年の五十六年が一億八千二百二十八
万二千元、合計で五億七千二百三十八万二千元の増改築事業を
実施いたしたい、ということでございます。これが財源内訳に
なるわけでございますが、先ほども説明をさせていただきましたし
たが、起債総額は、三億三千五百八十万円を予定いたしてお
ります。ここに掲げました第六条の二億八千百万円は、本年度
の起債総額を計上させていただいたわけでございます。総額で
は三億三千五百八十万円を見込んでいますのでございます。

それから第七条関係でございますが、これも先ほど若干説明
を加えさせていただきましたが、繰越利益剰余金が現在一億数
百万円ございます。この一億数百万円のうち一億円だけをこの
増改築事業に処分をさせていただきたい、ということござい
ます。これが七条関係でございます。

第八条関係は、従来の人件費関係のことを定めさせていただ
いたわけでございます。

まず、実施計画でございますけれども、収益勘定におきまし
ては、先ほど申し上げた五百万円の金額のみでございます。二
ページをお開きいただきたいと思えます。資本的収入支出関係
の収入の部、二億七千六百万円、これは先ほど条文予算にも
掲げさせていただきましたが、この数値の違いは、二億八千百
十万円と二億七千六百万円の相違は、これは既定予算におき
まして五百万円を見えます関係で、ここに補正額の相違が

いたしております。合計では等しい数字と相なっているわけでございます。これが収入でございます。

それから支出関係でございますが、三億六千九百五十万円の補正数値、合計で四億一千九百一十一万四千円と相なるわけでございますが、この三億六千九百五十万円の主なものは、要するに増改築事業費でございます。これが内訳といたしまして、印刷製本費として少額ではございますけれども二十五万円、これは設計費、設計の印刷等を予定いたしておるわけでございます。委託料につきましては千七百五十五万一千円、これは総体予算に見合う設計料を計上させていただいたわけでございます。何といたしまして、大きい数値が工事請負費でございます。先ほど継続費の欄にも掲げましたように、本年度三億五千二百二十四万九千円の消化をいたしたい、補正額が三億五千万円で、合計が三億七千二百二十四万九千円の消化をいたしたい、ということでございます。そこで収入と支出を比較いたしまして、不足額がございます。一億一千八百一十三千円。これはここに書いてございますように、過年度分の損益勘定留保資金一千八百一十三千円と、それから先ほど条文予算で御説明をさせていただきました利益処分額の一億円で補てんをさせていただきたいというところでございます。

さて、この病院の増改築計画でございますけれども、先ほどお配りをさせていただきました計画案でございますが、斜線の

考えておりまして、これが五十五年度。それからその絵の今度一番下の方の左側の部分でございますけれども、ここに、この絵でいきますと予備診察室と書いておりますけれども、この部分、この部分を五十五年度に実施いたしたいと思っております。これは外来の診療部門が当初計画どおりの建物でございまして、いささか狭くなっております関係から、多少なりと増築を加え、診療体制、特に外来患者でございしますが、この体制を整えたい、これが昭和五十五年度の事業でございます。あとの斜線の部分、これが昭和五十六年度の事業といたしたいと思っております。

五十六年度の事業の内容といたしましては、この絵の真ん中の左側の部分でございますが、これは病棟部分でございます。一階、二階、三階になっておりますが、一階は検査部門、二階、三階につきましては増床を考えております。この増床は約二十床考えているわけでございます。それからその絵の下の右側の部分で薬局と書いてございますが、これはやはり五十六年度の新設の部分でございます。御承知のとおり、当初の薬局でございますのでいささか狭くなりました。この絵のように若干広げまして、誤りのない方法を見出して、こう、という姿勢でございます。

それからいま一つは、黒く塗りつぶした部分でございますが、御承知のように、現時点では薬局をはさんで両サイドに事務室がございます。いろいろ運営してまいりますと、事務室が離れ

部分が増築の部分でございます。黒く少し塗りつぶしたところが改築の部分でございます。昭和五十五年度の事業といたしましては、一階部分の平面図を――二階も同じなのでございしますが、この絵の上欄の方でございますけれども、この部分を五十五年度で実施いたしたいというふうに考えてございます。現在はこの場合は看護婦の宿舎になっております。この看護婦の宿舎が東京都の日影条例に抵触をいたしておりますので、これを改めませんと病院の増改築が少しもできないということで、これも解消の一つの手段ではございますが、この木造看護婦宿舎を取り壊すことが一つでございます。

それから、その前にプレハブではございますけれども、病院に入院をされているお子さんの、いわゆる五小に籍を置いて勉強させている場がございます。これを「さやか学級」と言っておりますけれども、このプレハブの「さやか学級」を解体いたしましたして、取り壊しまして、この一階平面図の上の左側の部分、ここに増築を本年度いたしたいということでございます。これは東方にあります南多摩東部共立病院と全く並んで建てたい、こういうふうに考えているわけでございます。地下一階、地上二階のものを建てる予定でございます。地下一階につきましては倉庫、一階につきましては「さやか学級」と看護婦宿舎、二階につきましては手術棟を建設をいたしたい、こんなふうに

ておりますとなかなかうまくいきませんので、この際事務所の統合をいたしたい、つまり医事係と中央事務室となっておりまして、これを統合いたしまして運営をいたしたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

そのほか付帯工事といたしましては、消防法に基づきますスプリンクラーの問題とか、あいた部分のオベ室の改造とか、そういうことを考えておるわけでございます。予定といたしましては、昭和五十六年の秋ごろには何とか完成をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、少しでも市民要望にこたえたいという考え方で、ここに補正をお願いいたすわけでございます。先ほど申し上げましたように、本来なら当初予算で計上すべきものでございまして、自治省の方で非常に厳しいものがございまして、そういうことで、四月以来検討をしまして、今回ようやくその見通しが立ちましたので、補正をお願いいたしますのでございます。どうかよろしく御審議の上、御議決を賜りたいと存じます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　委員会に付託されるので、委員会ぜひ慎重に審議をしていただきたいということの中で、

二点ばかり、私あんまりよくわからないから、委員会で解明してもらっても時間の関係で結構なんです。退職金等が足らなくなったから五百万円が医療の収益で、しかもそれが外来の収益だということなんで、これはそろばん上やったのか、さもないければこれだけくらいの収益になるという企業努力というんです。医療努力というんです。そういうことをお考えになって、ずばり五百万とやられたのかどうか、という点が一点。

それから三億三千五百八十万ですか、これだけの起債を仰いで今後の公立病院のあり方というものを考えた場合に、非常に慎重でなければならぬ中に、もちろん市民要望の医療の完備ということからおそらくお考えになったのだと思うのですが、その辺のことは私、いいとも悪いとも申し上げられません。厚生委員会での辺のところを究明はしていただきたいと思えます。しかも全市的にわたる利用ができるような方法を考えて、ひとつ御検討願いたい、審査していただきたい、こう思います。一点のみ。

○議長（滝瀬敏朗君）

病院事務長。

○病院事務長（加藤一男君）

御説明をいたします。説明を落としてしましてお大変恐縮でございます。先ほど申し上げましたように、退職者が予定オーバーいたしましたして、不足を生じたということが五百万円でございます。その財源を外来収益に求めました。この外来収益は、現時点までの外来収益をにらみま

して、若干当初よりも一件あたりの単価は落ちていようございませうけれども、収益は十分見込まれる、これ以上見込める見通しが立ちまして、ここに収入を外来収入に求めた、こういうことでございます。言いかえれば、実績に基づきまして計上をさせていただいた。これ以上の数値が見込まれるでございしょうが、とりあえず五百万円の計上をさせてもらった、というところでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五十一号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）の件は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより、議案第五十二号、黒川都市下水路（その一）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第五十二号につきまして提案

案の理由を御説明申し上げます。

本議案は黒川都市下水路（その一）の工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。

入札の結果、株式会社間組が二億三百五十万円で落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

五十二号議案の契約締結の詳細

細について御説明申し上げたいと思います。まず工事件名でございますけれども、黒川都市下水路（その一）の工事でございます。地図の一と二を御参照いただきたいと思います。一方は四カ年にわたる計画でございます。それから二の方は四カ年のうちのその一の第一年度の工事でございます。これについての工事でございますけれども、多摩平六丁目の泉塚交差点から東へ四百三十メートル、中央線の方へ第一年度の下水管の布設が始まるわけでございます。推進工法で布設するわけでございます。多摩平の地区の雨水を黒川へ排水する、こういうもの

でございます。六月二十六日、指名委員会を開催しまして、入札調書にございます八社の選定をいたしましたわけでございます。

それで、この八社をもちまして七月の十四日、指名競争入札を実施いたしました。それで入札調書にございますように、三回の入札によりまして間組が落札したわけでございます。契約金額が二億三百五十万円、契約の方法は先ほど申し上げましたように指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から昭和五十六年三月二十五日まででございます。契約の相手側が、東京都港区北青山二丁目五番地八号、株式会社間組、代表取締役社長竹内季雄、以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。なければこれを

もって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五十二号、黒川都市下水路（その一）工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め、総務委

員会に付託いたします。お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認め、会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時 八分休憩

午後五時四十五分再開

○議長（滝瀬敏朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第五二号、黒川都市下水路（その一）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（大越久雄君） 議案第五二号、黒川都市

下水路（その一）工事請負契約の締結の件につきまして、本日臨時議会におきまして総務委員会に付託され、原案を全会一致で可決いたしましたので、内容について御説明申し上げます。

これは議会の議決に付すべき契約の条例にしたがって、第二条、地方自治法（昭和二十二年法律六七号）第九十六条第一項

第五号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ契約、

予定価格九千万円以上の工事または製造の請け負いをするものの条例に従って提案をされたものでございます。六月の二十二日に指名委員会を開きまして、七月の十四日、八社による競争入札を行った結果、二億三百五十万円で東京都港区北青山二丁目五番八号、株式会社間組が落札をいたした次第でございます。

この黒川都市下水路の事業については、計画決定が昭和五十四年の八月九日、日野市告示第七〇号でなされまして、事業認可は昭和五十五年の四月二十八日、東京都告示第四七五号。概要といたしましては、多摩平六丁目の浸水解消と、多摩平五丁目、神明上一部、東豊田一、三、四丁目地域を含めた雨水を浅川の市民プール上流部へ排水するのが目的でございます。集水面積といたしましては約百九ヘクタール。起点として日野市東豊田一丁目、終点は日野市多摩平六丁目。管の径は一番太いところで三メートル、一番終点は一・七メートルでございます。延長約千九百六十メートル。事業施行といたしまして、昭和五十五年から五十八年まで四カ年計画のうち、五十五年の契約部分を泉塚の一・三・二から「山彦」の脇を通して緑地公園から黒川に落とす、この区間を本年度施行する契約でございます。これは推進工法によりまして行うようでございます。深さ約六メートル、管の直径は二メートルでございます。以上の内容をもちまして、雨水量としては一時間五十ミリ、流出量はこれの

○五だそうでございます。以上をもって原案を可決した次第でございます。御審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。なければこれ

ればこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれを

をもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よって議案第五二号、黒川都市下水路（その一）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第五一号、昭和五十五年日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君） 議案第五一号、昭和五

十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）につきまして、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

付託されました案件につきまして、休憩中に厚生委員会を開きまして審査いたしました。内容につきましては、今回市民サ

ービスの向上と内容の充実を図るために、改築によりましてベッド数二十床の増を認めまして、病棟の増改築並びにそれに伴う各種設備の改修をするものでございます。予算的裏付けといたしましては、利益剰余金が昭和五十三年度まで一億六十二万六千円、五十四年度が八千五百十六万円余と、起債の三億三千五百八十万円をもってこれに充てる内容でございます。なお起債につきましては二十年償還でございます。年額約三千万円相当額が予想されていることが事務局より説明がございまして、いろいろと委員の方から質疑がなされまして、病院運営につきましましては健全化を図られたい、またこの増改築に当たりまして医師会との話し合い、あるいはまた職員の労働過重にならないよう配慮されたい、このようないろいろな各委員からの要望、意見等もございまして、委員会といたしましては、十分慎重審議をいたしました結果、全会一致で原案を可決することに決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。川嶋博君。

○五番（川嶋 博君） ただいまの委員長の報告には行政サイドからの審査のように私は受け取りましたけれども、市民サイド、日照権問題とか、住民との了解があったかどうか、そういう面を審査されたかどうか伺ひいたします。

○議長（滝瀬敏朗君） 厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君） お答えいたします。日

照権の問題につきましては、現在の看護婦の宿舍が日照権の問題に該当しているようでございまして、それらを勘案して今回改修をするのだ、というような理事者側の説明でございまして、よろしくございますか。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よ

って議案第五一号、昭和五十五年日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十五年第一回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後五時五十六分閉会

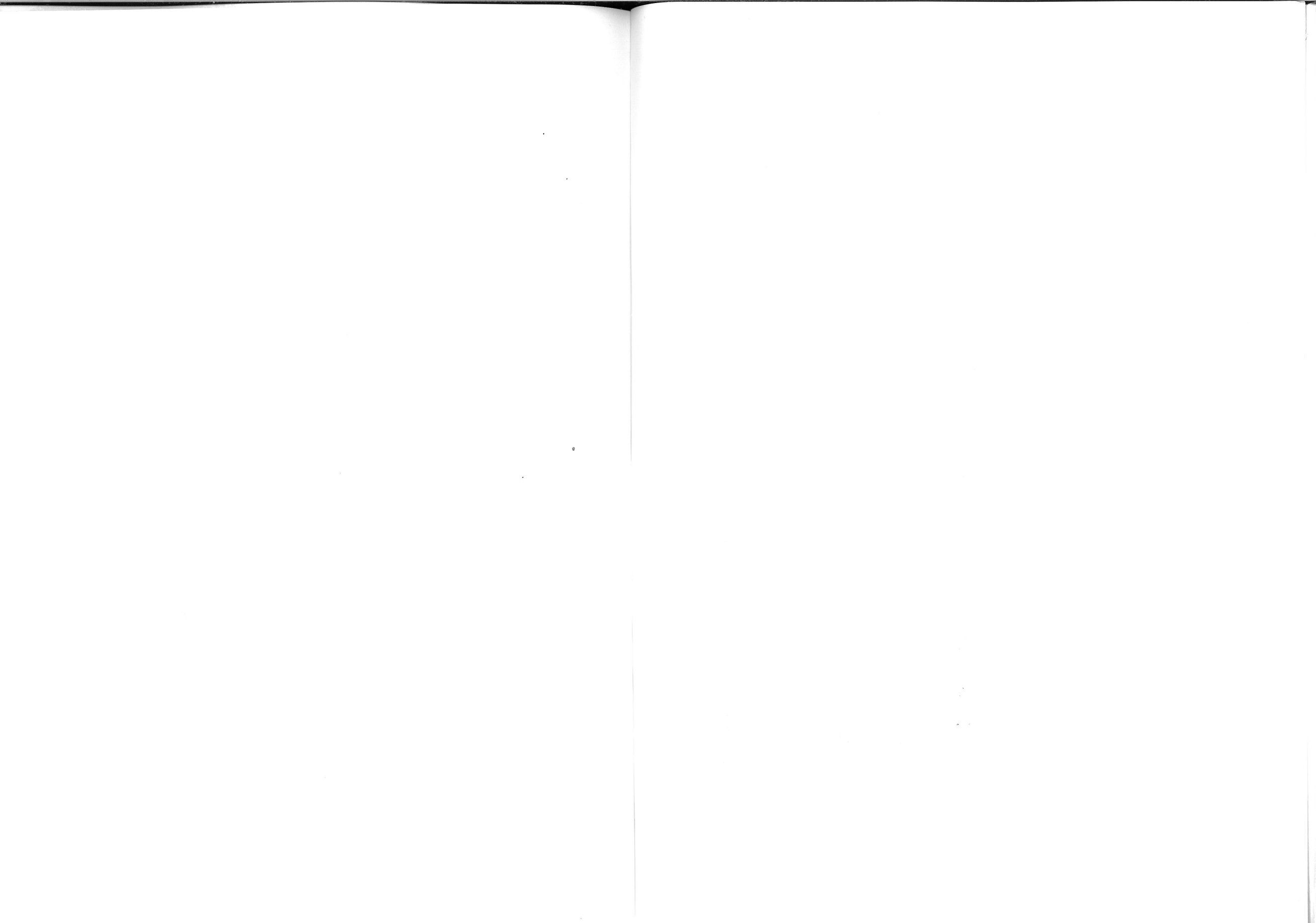
右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十五年 七月 日

日野市議会議長 滝瀬敏朗

署名議員 黒川重憲

署名議員 市川芳太郎



1333075

日野市立図書館

281-7354



13 33 075